社会福祉法人 町田南保育園 役員報酬・旅費規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人町田南保育園の役員及び苦情処理第三者委員の報酬 及び旅費等について定めるものである。

(定義)

- 第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事並びに評議員をいう。
 - 2報酬は、法人と委任関係にある役員及び苦情処理第三者委員、 評議員選任解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき、評議員が評議員会に出席した時は、以下の報酬を支給する。
 - 1. 報酬
 - 回につき 10,000 円 + 源泉所得税
 - 2. 状況により、理事会・評議員会が書面決議、又はリモートでの開催の際も報酬は規定通りに支給することとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 役員が理事会以外の日、評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の 運営のための業務にあたった場合は、以下の報酬を支給する。
 - 1. 報酬
 - 一回につき 10,000 円 + 源泉所得税

(監事の報酬)

- 第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち合い及び、運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、以下の報酬を支給する。
 - 1. 報酬
 - 一回につき 10,000 円 + 源泉所得税

(苦情処理第三者委員の勤務報酬等)

- 第6条 苦情処理第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、報酬を支給する。
 - 1. 報酬
 - 一回につき 10,000 円 + 源泉所得税

(評議員選任・解任委員の報酬)

- 第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、以下の 報酬を支給する。
 - 1. 報酬
 - 一回につき 10,000 円 + 源泉所得税

(報酬等の支給方法)

- 第8条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による銀行振込とする。
 - (1) 月額報酬については、4か月ごとの支給とする。
 - (2) 支給予定日については、以下の通りとする。

4月、5月、6月、7月の4か月分は、8月1日支給 8月、9月、10月、11月の4か月分は、12月1日支給 12月、1月、2月、3月の4か月分は、3月31日支給 支給予定日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。

(旅費)

第9条 法人役員及び苦情処理第三者委員が業務のため出張する場合は、旅費として 交通実費を支給する。

(旅費の支給方法)

第10条 旅費は原則として任務終了後支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後精算する方法によることができる。

(兼務役員)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く、法人業務に限り、この規定を適用することができる。

(改正)

第12条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規定は、2018年4月1日から施行する。 2019年4月1日 一部改正 2020年4月1日 一部改正